

平成 29 年度第 3 回神戸市子ども・子育て会議「教育・保育部会」及び
第 2 回神戸市市民福祉調査委員会 児童福祉専門分科会「保育所等認可部会」

議事要旨

日時 | 平成 30 年 3 月 9 日(金) 15:00~17:00

場所 | 神戸市役所 2 号館 1 階 大会議室

■ 質疑応答の要旨

資料②	教育・保育の提供体制の確保における方策について
-----	-------------------------

[保育送迎ステーションの設置] 2-2

委員

- 保育送迎ステーションの内容について、詳しく説明いただきたい。

事務局

- 保育所の要件をクリアした上で、例えば朝 7 時から 9 時まで児童を預かり、日中は送迎バスを使って遠方の園で保育を行う。16 時頃に児童を送迎バスに乗せてステーションに戻り、保護者が迎えに来る 18~19 時頃まで預かるようなスキームを想定している。

委員

- 行き先は複数の園を想定しているか。

事務局

- 様々なケースが考えられる。
- 他都市の事例でも、最初は 1 対 1 で運営し、徐々に複数に拡充するケースが多い。

委員

- 保育園施設と別の法人がステーション事業を運営することもできるのか。

事務局

- 別法人でも可能であると考えている。
- 運営には一定の工夫が必要であり、児童の安全性の確保が重要であることや、どうしても日中が空いてしまうという課題があるため、保育施設との併設なども一つの方法であると考えている。

委員

- 現状、朝夕の保育人材不足が顕著であるのに、確保できるのか。

事務局

- そういった課題もあるため、既存施設での事業実施は難しい面があると認識している。

委員

- 垂水保育園と明舞幼稚園が連携して、保育送迎ステーションの事業を実施したことがある。
- 幼稚園の1室をステーションとして、幼稚園の送迎バスを活用した。
- 1・2歳児を対象としたが、1歳児は首が安定しておらず、児童の安全性を考慮して2年目には2歳児のみを対象とした。
- 環境が異なることにより、保護者からの反発もあったが、実際に見学してもらうことで安心が得られた。
- 既存園が他の園と連携して保育送迎ステーションの機能を担うことも可能ではあると思う。

委員

- 朝夕の受け入れ時は、定員を一時的に超過する状態になるのか。

委員

- あくまで定員の範囲内で運用することになる。
- 兵庫県は過去に、複数園による実施を要件とするステーション事業を行っていたが、実績が無かったと聞いている。

事務局

- 実施の方法は様々あるが、ステーションを設置する用地が確保できることが大前提であるため、既存園の配置状況や地域特性に応じて、他都市の状況を踏まえながら研究していきたい。

委員

- 保護者を駅に送る方が楽な気もするが。

委員

- 預ける時間も様々であり、保護者を一度に送迎することは難しい。
- 現状は、自宅からの距離が施設選択の優先項目となっているが、自然の豊かさをアピールするなど園の特色を磨くことで、選んでもらえる園を目指すという観点が必要になってくる。

[保育所整備における屋外遊戯場要件の緩和] 2-1

委員

- 子どもの健康の観点から屋外遊戯場の要件緩和には反対である。
- 非認知能力を伸ばす観点からも、就学前までに体を動かすことが好きになる環境が大事という研究結果がでていと聞いたことがある。
- 3～5歳児には走り回れる環境を用意してあげたい。
- 横浜市に調査に行った際に、公園近接型の保育園を視察したことがある。
- 代替園庭として、許可を得て公園を利用していたが、公園を占有されているとの苦情等、市民とのトラブルがあったと聞いている。

委員

- 屋外遊戯場については、3～5歳児に運動できる環境がないのはかわいそう。
- 保育の質を考えると、要件を緩和しすぎると子どもが減少した時にその要件だけが残されてしまい、本末転倒である。
- 例えば、緩和の範囲を0～2歳児に限定し、3～5歳児は近隣の代替園庭を必須化するなど、一定の整理が必要だと思う。
- そもそも、認可を受けるにあたっては、自己負担で園庭を確保すべきであり、既存園との公平感に欠けるという見方もある。

[認可外の移行]

委員

- 待機児童解消のために認可外施設を強引に認可して、ずさんな運営が発覚した事例もある。認可するならば、適正に運営していけるよう、行政が指導を行う必要がある。
- 地方裁量型認定こども園は、全国で60施設ほどしかないが、その10%が姫路市にある。
- 2・3年で自治体が指導していくとのことだが、よく考えて進めていただきたい。
- 自治体には、適切な指導を行う責任があると思う。

[都市公園等公共施設の活用] 2-1

委員

- 「保育所等」の“等”とは何を指しているのか。
- 例えば保育園単独ではなく、介護施設併設型であれば周辺住民にも受け入れられやすいのではないか。

事務局

- 学童保育やデイサービス施設等が該当する。
- ただし、30/100という占有率の制限があり、公園の本来機能を害さないことが条件となる。
- 募集に際しては、説明会を開催しており、実績の有無についても審査対象である。

[その他1]

委員

- 保育所内に事業所内保育事業所を設置することは可能なのか。

事務局

- 制度としては排除されるものではない。

事務局

- 例えば、同一法人内で別の建物に事業所内保育所を設置することは可能であるが、同一建物内に保育所の事業所内保育所を設置できるかどうかは確認の必要がある。

[その他2]

委員

- 公立幼稚園の跡地利用について言及がないが、進捗はどうか。

事務局

- 再来年度以降を目処に、進んでいく予定である。
- 清風幼稚園を皮切りに、数年かけて進めていく予定としている。
- 公立幼稚園の一部を間借りして、保育所を運営しているケースもある。
- 中央区、灘区、東灘区などは、保育ニーズが拡大傾向にあり、公立幼稚園の跡地利用に限らず、公共空間の活用について研究していきたい。

部会長

- 参考として、ヨーロッパでは、マンションの1階の2～3間を保育園として整備し、敷地内の公園を0～2歳児用の園庭、近隣の公園を3～5歳児用の園庭として活用しているケースが多々ある。そのような方法も検討してみてはどうか。

資料③	幼保連携型認定こども園、保育所、家庭的保育事業等の認可及び利用定員の設定について
-----	--

質疑応答なし